

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から38年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から38年12月まで

私が婚姻し入籍したと同時に、地域の集金人が国民年金保険料を集金に来るようになり、「(以前加入していた)厚生年金と引継ぎになります。」と言っていた。地域の友人も同様に、婚姻後からすぐに集金人が来るようになったと言っている。夫と二人分の保険料を一緒に毎月定期的に集金人に払っており、納付カードに印を押してもらっていたのに、自分だけ未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻直後の申立期間以外は国民年金保険料を完納しており、申立人の夫も、婚姻前の国民年金制度開始時から、申立期間も含めて国民年金保険料を完納しており、夫婦共に納付意識が高かったことがうかがえ、納付月が確認できる平成6年4月からは、夫婦同月の納付が確認できる。

また、申立人と同じ地区に居住する申立期間当時の婦人会役員や、申立人と同世代の友人の証言によると、申立期間当時、当該地区では、一般的に婚姻し入籍をしたと同時に国民年金に加入させていたとの供述が得られ、申立人と同世代の友人の場合、入籍した月が国民年金の資格取得日となっていることが確認できることから、申立期間当時、当該地区において、婚姻と同時に国民年金に加入することが一般的に行われていたことが推認できる。

さらに、申立人と同世代の友人二人も、国民年金に加入した当時、役場に向いて手続をし、国民年金手帳を交付されたという記憶が無く、集金人が納付カードに押印をする方法で保険料を納付していたとしており、申立人の供述内容と一致する。

加えて、申立人は申立期間当時の集金人の名前を記憶しており、今は亡きその集金人に、昭和37年11月に自宅で出産後も、その夫と二人分の国民年金保

険料を布団の中からお金を出して支払ったとするなどその記憶は具体的で信ぴょう性が高いものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月から61年3月まで

平成20年に自分の年金記録を確認したところ、昭和60年11月から61年3月までの期間が未納とされていることを知り驚いた。61年3月分までの国民年金保険料を納付した時、同年4月からサラリーマンの妻はもう国民年金保険料を納付しなくていいと聞き、納めきったという達成感と満足感で大変うれしい気持ちになり、もうこれで近所の町役場の出張所に保険料を納付しに行かなくてもいいと安心したことを夫にも報告したのを覚えているのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年8月に国民年金の任意加入の手続をして以来、申立期間直前までの国民年金保険料は完納しており、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間当時、申立人が納付したとする国民年金保険料の金額は、申立期間において納付すべき国民年金保険料の金額と一致している上、申立人の申立期間当時の記憶は鮮明であり、供述内容も具体的で申立内容に不自然さはみられず、かつ、申立期間は5か月と短期間である。

さらに、申立人は、申立期間当時は経済的に余裕があり、申立期間について保険料を未納にする理由が見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から44年3月まで
② 昭和45年4月から49年3月まで
③ 昭和62年11月

私は、短期間で転居を繰り返していたため、申立期間①及び②当時の国民年金保険料の納付方法、納付場所について明確な記憶は無いが、毎月きちんと納付してきたはずである。

また、私の所持する、昭和62年度国民年金保険料領収証書の同年11月の欄に、金融機関の出納印が押印されており、厚生年金保険被保険者期間と重複しているので、還付をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和40年4月から41年3月までについては、申立人は、20歳に到達した38年*月から申立期間①直前の40年3月まで国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったものと推認される。

また、申立人が昭和45年5月から50年3月まで居住していたA市が49年に収納状況を整理するために作成した異動連絡票では、社会保険庁の記録では未納とされている申立期間①のうち40年4月から41年3月までの期間については納付済みとなっているなど、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①当時の国民年金保険料は、200円から300円ぐらいであったとしているところ、当時の35歳未満の国民年金保険料額は、昭和42年1月から43年12月までが200円、44年1月から45年6月までが250円であり、申立内容とほぼ一致している。

2 申立期間①のうち、昭和41年4月から44年3月までについては、申立人は、当該期間は旧B市と旧C町の二つの市町（現在はいずれもD市に合併）

を頻繁に転出入しており、申立人の申立期間当時に係る記憶は不明確である。

また、旧B市が作成した、昭和43年度の国民年金保険料検認連名簿の申立人の欄は、検認印は無く未納となっている上、40年度から42年度にかけて、申立人が居住していたとする地域について納付記録を確認したところ、申立人の氏名は確認できず、さらに、旧E市（旧C町を含む。）が昭和62年に作成した個人別検認リストにも、申立人の氏名は確認できなかったことから、申立人が、申立期間①（昭和40年4月から41年3月までの期間を除く。）に係る国民年金保険料を納付してきたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 申立期間②について、申立人は、A市に転居した昭和45年5月1日に、国民年金の被保険者種別を強制から任意へ切り替えているが、国民年金保険料の納付について、申立人は、銀行か農協で納付したとしているものの、金融機関名及び支店名の記憶は無く、申立人の申立期間当時に係る記憶は不明確である。

また、仮に申立人が金融機関で国民年金保険料を納付していたとしても、48か月という長期間にわたり、申立人の納付記録が漏れることは考え難く、申立期間②直後の昭和49年4月から納付済みとなっている期間に係る記憶と混同している可能性もある。

- 4 申立期間③について、申立人の所持する昭和62年度国民年金保険料領収証書には、同年10月と11月の欄に金融機関の出納印が押されているが、同年11月の欄の出納印は二重に押印されており、このことについて、当該金融機関では、受領印を重ねて押印するのは受領の取消しを意味するとしている。

また、申立人は、申立期間③に係る国民年金保険料原符及び国民年金保険料領収済通知書を所持しているが、前者は収納した機関が保管し、後者は市町村が保管するものであることから、申立期間③の保険料は、この納付書によって納付されなかったことが推認できる。

- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年8月から41年3月まで

私の国民年金の加入手続は、父親が国民年金制度創設時にA県B郡C町(現在は、D町)で行ってくれ、国民年金保険料は、私が町内会の納付組織を通じて納付していた。

その後、昭和39年8月ごろにC町で男性と同居し始めてからそれほど遅くない時期に、E社会保険事務所から未納期間があるとして国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、自分で自宅近くのF郵便局において納付した。

しかし、申立期間の保険料が未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金の被保険者資格を取得してから60歳に到達するまでの国民年金保険料を申立期間を除きすべて納付しており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、社会保険事務所から納付書が送付されてきたので郵便局で納付したとしており、その時期についての記憶は不明確であるものの、納付状況に関する申立人の供述内容は過年度保険料の納付方法と符合する。

さらに、申立人は、申立期間当時から昭和54年4月ごろまで同居していた男性と一緒に国民年金保険料を町内会の納付組織へ納付することもあったとしており、この男性は36年4月に資格を取得してから60歳になるまでの国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 653

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月及び同年8月

私は、A社を昭和42年7月に退職し、B社に転職したが、同社ではすぐに厚生年金保険に加入できなかったため同年9月に正社員になるまでの間、国民年金に加入し保険料を納付した。

これまで2度ほど還付金を受け取ったが、その時に未納期間の有無を市役所の職員にただしたところ、「1か月分の不足も無く全額入っている。」と言われたことを覚えている。申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は国民年金手帳記号番号払出簿により昭和47年10月13日に払い出されていることが確認でき、前後の番号の任意加入者の資格取得日から、申立人が加入手続を行った時期は同年10月ごろと推認できる。

また、申立人は、この手帳記号番号により昭和47年10月1日に強制加入の被保険者として資格を取得していることから、申立期間は未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、この手帳記号番号によっては、申立期間の国民年金保険料は時効によりさかのぼって納付することもできない。

加えて、申立人は、国民年金加入手続の時期について、B社の入社時ではなく、同社の退職後（昭和47年10月）であったかもしれないとするなど、加入状況の記憶があいまいである上に、申立期間の保険料の納付状況についても、納付金額、場所、頻度等の記憶が不明確であり、このほか申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年1月から同年3月まで

私は、昭和52年4月に国民年金に加入してから平成15年3月まで、第3号被保険者期間を除き、国民年金保険料を定額保険料と付加保険料を合わせて納付してきた。

しかし、社会保険庁の記録によると、申立期間については定額保険料の納付記録はあるものの、付加保険料の納付記録が無く納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和55年度国民年金保険料領収証書を見ると、各月の欄に当時の定額保険料と付加保険料の合計額が印字されるとともに、申立期間である昭和56年1月から同年3月の欄には、同年7月28日付けのA銀行の受領印が二重に押され、予備欄には56年1月分として、同年11月25日付け受領印と同年11月27日付け受領印が重ねて押されている。

また、申立人から提出された申立期間に係る国民年金保険料原符及び国民年金保険料領収済通知書にも同様の記録がみられる。このことについてA銀行では、受領印を重ねて押すのは受領の取消しを意味するとしており、昭和56年7月28日時点では、申立期間の保険料は過年度保険料となり、市が発行した納付書によっては納付することができないため、A銀行において当該処理を行ったものと推認できる。

さらに、国民年金保険料原符は本来は収納機関が保管し、国民年金保険料領収済通知書は市町村が保管するものであるが、これを申立人が所持していることから、申立期間の保険料は、この納付書によっては納付されなかったことが推認できる。

加えて、申立期間の定額保険料については、納付時期は不明であるもの

の過年度納付したものと考えられるが、付加保険料については過年度納付することができないことから、申立期間の定額保険料を納付した時には付加保険料を納付しなかったものとするのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 656

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から61年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月から61年7月まで
年金を納付することは義務であり、昭和55年12月から56年4月までの間は国民年金の保険料を納付している。
申立期間については、小さな子供をかかえていたためA市で国民健康保険に加入して国民健康保険料を納付していたので、国民年金の保険料も納付していないことはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法、納付金額について記憶が明確でないほか、申立期間は、厚生年金保険の資格を喪失していた期間であるが、同様の期間について、申立期間以外にも国民年金に加入していなかった期間が近接する時期にみられる。

また、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び国民年金記録表には、申立期間における申立人に係る国民年金の加入記録は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻も申立期間を含め昭和60年6月から61年3月まで未加入、61年4月から同年7月まで未納となっている上、A市の国民年金被保険者名簿によると、63年8月にさかのぼって61年4月から国民年金第3号被保険者として資格を取得したとする届出が行なわれている（平成9年4月に、昭和61年4月から同年7月までの期間を第1号被保険者に訂正されている。）ことから、申立期間当時は、申立人の妻も未加入であったと考えるのが自然である。

加えて、A市では、申立人の申立期間における国民健康保険の加入状況について、当時の資料が保存されていないことなどから、不明としている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 6 月 1 日から 37 年 5 月 26 日まで
② 昭和 38 年 7 月 20 日から 40 年 1 月 1 日まで

私は、A 社の下請の B 社の代表者である叔父の紹介で A 社に入社し、昭和 34 年 6 月 1 日から 39 年 12 月 31 日まで主にデッキマンとして勤務したが、社会保険庁の記録では、37 年 5 月 26 日から 38 年 7 月 20 日までの加入記録しか無い。

申立期間について、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票により、昭和 34 年 6 月から 40 年 2 月までの資格取得者を精査したところ、申立人が 37 年 5 月 26 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、38 年 7 月 20 日に資格を喪失していることが確認できるが、申立期間①及び②については健康保険の番号に欠番は無く、申立期間①の時期に係る同被保険者名簿に申立人の名前は見当たらず、申立期間②の時期について申立人の同被保険者原票は確認できない。

また、申立ての事業所（現在は、C 社）では、申立人について、「社会保険や人事・賃金等に関する当時の書類は残っていない。当時の在籍者に聞いたところ、申立人が働いていたとの確認は取れたが、在籍期間も不明で、正社員であったかどうか分からない。」としており、申立人が記憶する当時の事業主、総務部長、申立人の面接をしたとされる常務、申立人を紹介したとされる B 社の代表者は、いずれも既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び保険料控除に係る供述は得られない。

さらに、申立期間①及び②に申立ての事業所に勤務していた同僚に聴取したところ、「申立人は、申立ての事業所の作業現場で働いていたが、働いていた時期や直雇作業員であったかどうかは分からない。」と供述し、別の同僚も、「B社の親方は記憶にあるが、申立人について、はっきりした記憶はない。」と供述している。

加えて、申立ての事業所の被保険者名簿を確認したところ、申立期間①の前半の時期の資格取得者に申立ての事業所の関係会社であるD社からの移籍者が多く、申立人が記憶する関係者も同社での加入記録が確認できることから、D社の被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は見当たらず、併せて、申立人の叔父が代表者であるB社についても確認したが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和49年2月1日であり、申立期間①及び②は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認でき、このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 20 日から 32 年 10 月 1 日まで
② 昭和 32 年 10 月 28 日から 34 年 8 月 11 日まで

私は、昭和 31 年 3 月 20 日から 32 年 9 月 30 日まで A 社に勤務し、続いて同年 10 月 28 日から 34 年 8 月 10 日まで B 社に勤務した後、結婚のため同社を退社した。65 歳になり年金請求の手続を行った際、両事業所での厚生年金保険加入期間について脱退手当金を受給したことになっていることを知った。

しかし、私は脱退手当金の支給を請求したことは無く、受け取った記憶も無い。また、当時は銀行にも郵便局にも口座は持っておらず、退職後、現金が送付されてきた記憶も無い。

申立期間について脱退手当金を受給した記録になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金を支給したことを示す「脱支給済」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 9 か月後の昭和 35 年 6 月 6 日に支給決定されているほか、申立人に係る A 社の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかつた。

ったことから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 710 (事案 275 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 31 年 11 月 1 日まで
② 昭和 31 年 11 月 1 日から 32 年 11 月 22 日まで
③ 昭和 33 年 6 月 1 日から 34 年 1 月 5 日まで
④ 昭和 34 年 1 月 8 日から 38 年 1 月 1 日まで

私は、年金手続に行った際、申立期間の脱退手当金が支給されていたことを知った。

しかし、当時は脱退手当金という制度があることを知らなかったし、脱退手当金を請求した覚えもない。

最後に勤務したA事業所の当時の社長に確認したところ、「代理請求していたかもしれない。」との回答を得たが、もし、会社が勝手に請求したのであれば、それは犯罪であり、許すことはできない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人及び申立事業所において脱退手当金の受給記録がある同僚8人全員が退職後7か月以内に脱退手当金を受給していることが確認できることから事業主による代理請求がなされたものと考えられること、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを示す表示が記されていること、支給額には計算上の誤りは無いことなどから一連の脱退手当金支給事務に不自然さはないと見て、既に当委員会の決定に基づく平成20年10月2日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

再申立てに当たり、申立人は脱退手当金を受け取っていないことを示す資料として新たに申立期間当時の経理担当者の証言内容を提出したが、その内容は、申立事業所が申立人の脱退手当金について代理請求を行っていたことを認めるものであり、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 711 (事案 276 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 22 日から 38 年 1 月 8 日まで
② 昭和 38 年 1 月 8 日から 40 年 1 月 13 日まで

私は、年金手続に行った際、申立期間の脱退手当金が支給されていたことを知った。

しかし、当時は脱退手当金という制度があることを知らなかったし、脱退手当金を請求した覚えも無い。

私の姉も A 事業所に勤務しており、脱退手当金が支給されていたことになっていた。このことについて姉が、当時の社長に確認したところ、「代理請求していたかもしれない。」と回答を得たが、もし、会社が勝手に請求したのであれば、それは犯罪であり、許すことはできない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人及び申立事業所において脱退手当金の受給記録がある同僚 8 人全員が退職後 7 か月以内に脱退手当金を受給していることが確認できることから事業主による代理請求がなされたものと考えられること、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを示す表示が記されていること、支給額には計算上の誤りは無いことなどから一連の脱退手当金支給事務に不自然さはないと見て、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 2 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

再申立てに当たり、申立人は脱退手当金を受け取っていないことを示す資料として新たに申立期間当時の経理担当者の証言内容を提出したが、その内容は、申立事業所が申立人の脱退手当金について代理請求を行っていたことを認めるものであり、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月から 50 年 6 月まで
友人の紹介でA社B営業所に入社し、営業をしていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚（申立事業所で厚生年金保険の加入記録あり。）の供述から、申立人が申立事業所で勤務していたことは推認できるものの、申立事業所は、申立期間当時の関係書類等を保管していないため人事記録等申立てに関する資料は確認できず、申立人の在籍については不明と回答している。

また、申立期間当時、申立事業所で厚生年金保険の加入記録がある従業員に照会したところ、営業を担当していたとする複数の従業員は、厚生年金保険の適用について「入社後数か月経過して加入した。」と回答している上、回答があった従業員が記憶している営業担当の従業員の中には加入記録が無い者が複数みられることから、申立事業所では、厚生年金保険の加入について従業員によって取扱いが異なっていたことがうかがわれる。

さらに、雇用保険の加入記録によれば、申立人は、申立期間中、雇用保険の被保険者となっていない。

加えて、社会保険事務所が保管している申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間について健康保険番号に欠番は無く、申立人の氏名は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月1日から4年2月14日まで

平成元年11月1日で厚生年金保険の資格を失っているようになっているが、同年8月9日に取締役会長に就任したばかりであり、資格を喪失するようなことは全く考えられない。4年2月14日にやむなくA社の取締役を辞任(退社)するまで法人経営に携わり、厚生年金保険に加入していたことに相違ない。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿の記録により、申立人は、平成元年8月9日に申立事業所の取締役に就任し、4年2月14日に辞任していることが確認できることから、申立期間当時、同社に在籍していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時、取締役であった申立人の妻も平成元年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している上、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の資格喪失日は同年11月1日となっており、申立期間について整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は無い。

また、申立事業所は関係書類を保管していないため、人事記録等申立てに関する資料は確認できない上、現在の代表者は、申立期間当時、申立事業所の経営には関与しておらず、申立人の厚生年金保険の加入や保険料の控除等については一切分からないとしている。

さらに、申立期間当時の事業主(申立人の次男)は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失届を平成元年11月に提出していないとしており、また、社会保険料の納付に関与していた当時の事業主の妻も4年1月まで社会保険料を銀行で納付していたとしているものの、関係資料を保管しておらず、その事実を確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 714

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月から 3 年 4 月まで
私は、平成元年 10 月ごろから 3 年 4 月ごろまで A 社で働いた。給料から社会保険料(厚生年金保険料等)は引かれており、加入記録が無いのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所で厚生年金保険の加入記録がある同僚の供述から、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できるものの、社会保険庁の記録によると、申立事業所は平成 2 年 12 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間のうち、元年 10 月から 2 年 11 月までは厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立事業所において、平成 2 年 12 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているのは、営業次長ほか申立人とは異なる業務を担当していた者であり、申立人が記憶している同僚等のうち申立人と同じ業務を担当していた二人は、申立人と同様、申立事業所で加入記録が無いことから、申立事業所では、厚生年金保険の加入について従業員によって取扱いが異なっていたことがうかがわれる。

さらに、申立事業所の元代表取締役等に照会したが回答が得られず、申立人が記憶している同僚からも保険料の控除等について具体的な供述は得られなかった。

加えて、申立事業所に係る社会保険庁のオンライン記録では、申立期間について整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 17 日から 38 年 3 月 24 日まで
年金加入記録が届いたので確認したところ、A社で資格を取得した年が昭和 36 年となっているが、実際には 33 年 3 月 17 日で、加入年度の漏れがある。

社会保険事務所によると、昭和 38 年の退社時に委任状が出されて支払が済んでいるとの返答でしたが、私は同年 5 月に結婚し、主人の転勤（A社B支社）に伴い転居していました。私は委任状を書いた覚えは無く、現金も受け取っておらず、どのように処理されたか不明である。委任状があれば筆跡を見たいと思うので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「支給済脱」の表示がされているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 38 年 10 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。